

植民地朝鮮における 神社参拝の強要とミッションスクール

李 省 展

はじめに

植民地朝鮮における神社の設置数は、日本人植民者人口の増加とともに、増加していく。当初は、日本人植民者の信仰の対象としての神社であったが、1915年には神社寺院規則が発布され、神社政策は国家の宗祀であり、国体の成立と表裏一体をなすものとして、海外植民地の天皇制支配の根幹に神社制度が位置づけられた¹。1920年代以降になると、25年には朝鮮神宮鎮座祭が挙行され、26年に日本人のみが氏子であった京城神社が朝鮮人をも氏子団体にする例に見られるように、神社は植民地朝鮮における「国民統合」の要素を強めていく²。さらに、30年代、特に36年8月5日に南次郎が第7代朝鮮総督に就任すると、「第一に朝鮮に陛下の行幸仰ぐことで、第二は朝鮮に徴兵制を施くこと」を目的に、「国体明徴」「内鮮一体」などのスローガンのもとに、日中戦争さらにアジア・太平洋戦争を背景にし皇民化政策が強力に推進されていく。この皇民化政策は、究極的には朝鮮人を天皇の軍隊に仕立て上げることを意図していたことはすでに明らかにされているが³、神社参拝を梃子に一連の皇民化政策が強力に推進されていく。

本稿では、南次郎が着任以前の35年11月に起こった平壤の崇実学校・崇義女学校校長らの神社参拝拒否問題を発端として、ミッションスクールに対して神社参拝が本格的に強要されていく過程を、主として新聞資料と宣教関連資料を通じて見ていくとともに、長老派系のミッションスクールが、「教育引退」といわれる学校閉鎖を決意していく過程を明らかにし、さらにそれを朝鮮キリ

スト教史ならびに教育史のなかに位置づけることを意図するものである。

1. 神社参拝とミッションスクール

先に述べたように、植民地朝鮮において20年代に入ると神社が「国民統合」のかなめとして登場する。ミッションスクールとの関連ではないが、キリスト教と関連する江景公立普通学校事件（1924年10月10日）が注目される。ではこの事件がどのようなものであったのかを見ていこう。

この事件は、江景大神宮神社例祭に生徒50余名が神社に参拝しなかったことが同校校長に報告されると、校長は激しく怒り、生徒全員を退学させる旨を通知したことに端を発した事件である。その後の寛大な処分要請に対しても、「神社大祭は日本帝国の最大の祭典であると同時に、国民思想の中枢であって、これに対して反対する児童は到底そのまま置くことができない」と言明し、要請をはねのけた。『基督申報』（11月26日）によると、キリスト者の女性教員とクリスチャンホームの生徒達十数名が、免職・退学となったとされている。この事件に対し「文化政治」のもとでハンゲル新聞として刊行を許されていた『朝鮮日報』『東亜日報』は次のような論評を展開している。

「神社に参拝することを肯じない児童の心理が、……日本帝国の国民思想の中枢たる神社の崇拜観念を根本から冒瀆するものであるのか。あるいは各自の家庭で揺籃時代から涵養された宗教の信仰が知らず知らずのうちにその頭にあって……自然に発露したものが…『非国民的態度』として現れたのではないか。……児童たちには何の罪もない。……結局問題は、神社参拝がキリスト教徒の見地からから見て偶像の崇拜と言うべきか否かということであって、万一これを偶像崇拜と見るべきだとするなら、偶像崇拜を禁忌するキリスト教信仰を根本から朝鮮において認めるべきかどうかという問題に帰着するであろう。…」。、『朝鮮日報』1924年10月24日)

「神社というものは日本人の祖先を尊敬する機関であり、祖先の中でも偉人を崇拜してその感化を受ける機関であることと見ることができる。しかし大和民族以外の祖先のために設置したのではないので、神社に対して日本人がそのように崇高な敬意を表することは、日本民族であるという点にこそ意味があるのである。よって日本人だけのための神社に対して、日本人以外の民族が日本人と

同程度の感情でそれらを尊重することを望めないことはあまりにも明らかである……」。(<社説>強制参拝・上、『東亜日報』1925年3月18日)

「……強制までして日本の神社に対して必ず参拝させずにはおかないという教育方針が、『朝鮮人の民族性を尊重する』教育方針であるのか。良心のある総督府当局者ならば、これにたいする答えがあるものと信ずる」。(<社説>強制参拝・下、『東亜日報』1925年5月29日)

『朝鮮日報』はこの時点でこの事件を、偶像崇拜を禁じるキリスト教信仰を総督府が朝鮮においてみとめるかどうかという根本的な論議へと導かれるであろうことを予見し、一方『東亜日報』は、社説で異民族に神社参拝を強制する必要性の無さを主張するとともに、神社参拝の強制という教育方針が、「文化政治」下で限定的であったが許容された「朝鮮人の民族性を尊重する」という教育方針との矛盾を指摘しているのが注目される⁴。両紙が指摘するこのような「信仰の自由」の問題と、民族性の抹殺を図る、異民族支配としての国家統合が神社参拝の本質であるとさえいえよう。

結局この事件では、女性教員は辞職勧告を拒否したため、休職とされ、六年生のイエス教信者・韓俊錫(15歳)をはじめとし数名が退学にされている。しかし、この事件を契機に総督府は、「神宮は宗教ではない」としたことから、神社事務の所管を学務局宗教課より分離して内務局地方課に移さざるを得なかったのである⁵。

さらにもう一つの事件が、1925年10月にミッションスクールとの関連で生起している。それは、官幣大社朝鮮神宮が創設される一連の行事と関係していた。この官幣大社朝鮮神宮は、鎮座地7ヶ所の候補地からソウルの南山が選ばれ、9ヶ年の歳月を経て竣工したものであったが、この竣工した朝鮮神宮に「御霊代」と宝剣の移送が次のようにして行われた。

10月10日午後東京を出発、11日に下関に到着、駆逐艦「樫」にて海を渡り、10月12日に午後4時40分に釜山に上陸、13日朝に釜山を出発、途中の各駅には、午後5時に「京城(ソウル)駅」に到着した。「京城駅」は近代的建築様式にて新築され、この日に開かれている。同駅頭では斎藤実総督以下多数が出迎え、朝鮮神宮への沿道には各種団体・学生・児童が「奉迎」という名目で動員されている。⁶

これに対し、ミッションスクールに関係する、二つの動きが報道されている。一つは沿線の大邱での暁星女学校の「不奉迎事件」であり、もう一つは、ソウルのミッションスクールの「不奉迎事件」であった。さらにソウルでは、15日（神宮鎮座日）の神宮参拝式不参拝事件が報道されている⁷。

これは12日午後7時に貞洞の梨花学堂において、クーンズ、ミス・アペンゼラー、オーエンスなど長老教会、監理（メソジスト）教会の宣教師14名が集まって協議した結果、延禧専門学校、セブランズ医学専門学校、培材高等普通学校、倣新学校、梨花学校、貞信女学校、培花女学校の各学校は「奉迎」に参加しなという決定に至ったとされている⁸。

この不参拝事件に対し、『東亜日報』（1925年10月16日）は「信仰の自由」という社説を掲げ、「神社が宗教の対象物であろうとなかろうと、信仰の対象である以上、一方に信仰の対象を別に持っているキリスト教徒の間で問題となるのは特別怪しむべきことではなく、むしろありうるべきものと見なければならぬ。……信仰に関しては、どこまでも自由を尊重する原理に従わなければならないということに注意しておく」と信仰の自由を尊重するよう当局に要請している。

このような抵抗に遭った総督府は、「生徒児童ノ神社参拝ニ関スル件」を学務局長より各道知事に発している。

「神社ハ我カ皇室ノ祖先及国家ニ功労アリタル国民ヲシテ崇敬ノ誠ヲ致シテ永ク其ノ功績ヲ敬仰セシメル為ノ公ノ設備ニ候從イテ国法上神社ト宗教トハ其ノ觀念ヲ異ニスルノミナラス神社ニ参拝シ神祇ヲ敬スルコトハ尊祖崇拜ノ義ニ外ナラス故ニ生徒児童ヲ神社ニ参拝セシムルトモ固ヨリ宗強ヲ強フルモノニ非ザルヲ以テ之カ為国民ノ信教ノ自由ヲ侵スモノニハ勿論無之候……神社ニ関スル問題ニ付テハ各人克ク之ヲ理解シ誠心誠意之ニ臨ムコト第一義ニ有之理解ナキ者ニ之ヲ強フルモ教育上効果ヲ収メ難キ義ニ付平素克ク前途ノ主旨ヲ諒解セシムルコト……」⁹。

以上に述べられているように、神社参拝は宗教ではなく祖先崇拜であり、生徒児童に強制するのではなく、その趣旨を理解させるという指針を総督府自ら明らかにしている。

このように20年代後半は、一連の抵抗を背景とし、神社参拝強制による

「国民統合」の方途は一時的後退を余儀なくされたといえよう。

1930年代になると、31年9月の柳条湖事件さらに満州事変がおこり、日中関係が悪化し、いわゆる15年戦争が開始されると、31年6月に朝鮮では陸軍大将宇垣一成が朝鮮総督に就任し、この日中関係の悪化を背景に、神社を基軸とした「国民統合」が再開され、再度ミッションスクールと総督府間の緊張が高まっていった。

1932年1月14日の『木浦新報』は、全羅道光州にあるキリスト教系某私立学校・私立女学校は宗教が異なるから満州事変に対する祈願祭に参加せず、参加しても神社には礼拝しないので道学務当局は嚴重注意を与え、再度繰り返すなら最後の手段に出ることを報じている。さらに平壤では、32年9月18日に満州事変一周年記念戦没者慰霊祭不参拝事件が生じているが、これは平安南道知事の公式通牒を無視し、崇実専門学校ほか10私立学校が参拝を拒否した事件で、総督府学務局は直ちに平安南道庁に詳細を報告するよう命じている¹⁰。

『基督申報』（1932年12月14日、第889号）の報道によれば、平壤当局は32年度から招魂祭のような「国民的儀式」に私立学校も参加するよう決定し、9月9日に各公私立中等学校長を道庁に招集、その旨を通告するが、16日にはキリスト教信者代表が道知事を訪問、招魂祭不参拝黙認について協議し、道当局は公私立に待遇の差を設けることはしないと拒絶、翌17日に再び各学校長を招集し、通告するが、キリスト教側は、9月9日から開かれたキリスト教長老教会の総会決議である「キリスト教学校生徒は他宗教の式典に参列することを許さず」という条目に違反すると陳述し、キリスト教学校9校が参加しなかったとしている。11月16と17日さらに19日に長老教、監理教（メソジスト）の校長を呼び説明をし、これからは参列するよう指示し、問題はいったん解決を見ている。この際、キリスト教学校側が問題視し、指摘した祭時に神式とともに仏式の儀式をなぜ行うのかという疑問に対し、仏教側からは反対があったものの、以降国民儀式に仏教式儀式を廃止し、神官が主宰すると、「国民儀式」の一部変更を加えている¹¹。

このように、一部キリスト教側の反対論を押え込むために、「国民統合」の装置である国民儀式の様式に変更を加えつつ、体制を整えていった総督府側は、一連の不参拝事件に対する国粋会などの右翼勢力の反対世論喚起を背景に、道

当局をはじめ総督府でもこの一連の不参拝事件を最重要視し、「宗教儀式でない国家的儀式には絶対参加しなければならない。神社で行われる全ての儀式は宗教的でない」とし、国家儀式には必ず出席することとの決定を下している¹²。

2. 平壤におけるミッションスクール神社不参拝事件の経緯

1936年8月に南次郎が第七代朝鮮総督に就任以降が、朝鮮植民地支配の第三段階の時期とされ、一般的に日本の研究では「皇民化政策」の開始とされている。また同年同月には神社制度が改正され、一道一國幣社設置方針が示され、この改正によって「国民統合」への準備を制度的には完成していると考えられている¹³。しかし、ミッションスクールをめぐる不参拝問題は、その直前の35年11月に新たな局面を迎え、神社参拝問題の画期となっているのことに注目しなければならない。

30年代後半にいたっても、ミッションスクールは、植民地期にあっても順調な発展を見せており、この事件の発生した時点で、ミッション系が経営する各学校には10万余名の朝鮮人学生が在籍していた。これは教育機関が未整備な朝鮮にあって、「巨大な存在」であり¹⁴、この神社参拝問題における新たな局面はまさに盛隆期を迎えたミッションスクールを襲う一大事であったといえよう。それは、ホドクロフト(J.G. Holdcroft)により予見されているように、平壤での不参拝事件を契機に始まっている¹⁵。以下に一連の経過を見ていこう。

35年10月14日の「朝鮮神宮御鎮座十周年記念祭」をまえに、京畿道学務課は7日にミッションスクールの代表者(宣教師)3名を呼び、神社不参拝・拒否事件を未然に防止するための協議をもち、ソウルでは特に問題なく記念祭を終えている¹⁶。しかし、平壤で約一ヶ月後に、学校責任者に対する直接の神社参拝の要請とそれに対する拒否事件が発端となり、朝鮮教会そしてアメリカの宣教本部をも巻き込む、一大事件へと発展するのである。結果的にこの事件を契機として、長老派ミッションは朝鮮の教育事業から撤退を決意し、朝鮮宣教のトライアングル(三位一体)である伝道・教育・医療の一角をみずから放棄することになるのである。

すでに先行研究でもこの不参拝事件の経緯は明らかにされているが、一部新聞記事に基づく先行研究と事実認識の点で齟齬があるので¹⁷、発端となる事件

について当事者のマッキューン (G. S. McCune) の書簡の抜粋・要約などにしたがって、以下にその詳細の整理を試みたい。

35年11月14日午前9時に招集された平南道中等学校校長会議が開始される直前に、学務局の視学官が学校責任者に、「安武知事が車両を準備し外で待っている。全員が先に平壤神社に参拝し、会議を始める」と伝達した。平壤神社に参拝するように命じられたことは、それ以前には無かったことなので、マッキューンを含む宣教師2名、順安義明の校長 (李希萬) を含む朝鮮人3名が残った。

メソジスト系のミッションスクール2校の学校責任者、朝鮮人経営のキリスト教学校1校の校長は参拝に応じ、残ったのは長老派系の崇実、崇義そして安息教 (セブンスデイアドベンチスト) の順安義明の3校であった。崇義の校長代理のスヌーク女史 (V.L. Snook) は当日、馱にロブ女史 (Mrs. Robb) を見送りにでかけ、代理 (鄭益成) がきていた。

視学官は再度、参拝するよう要請し、校長が無理ならば、朝鮮人の付き添いを参拝させるよう命じたが、マッキューンらは拒絶した。参拝から戻った一行が着席すると、学務視学官は拒絶した5名を知事室にいくように伝えた。安武知事は平壤神社には天照大神と明治天皇が祭られていると説明し、「認可されている学校で参拝しない学校長は帝国には存在しない」とのべ、参拝しないなら校長職は罷免され、学校は閉鎖されるだろうと述べた。さらに「車両を外で待たせているの。もう一度機会を与えよう。これは命令である」と述べたが、マッキューンらは丁重に断りの返事を伝えている。マッキューンらは校長会議の席に戻ると、安武知事は、5名が参拝を拒絶したことを校長達に伝達し、最終結論はこの日に下さないが、速やかにこの件を処理することを伝えた。不参拝者はあたかも犯罪人のような目で周りから見られたが、彼らには神がともにいますことを確信し恥じ入ることはなかった。二日後に安武知事から再び神社参拝に応じるよう通牒が届き、その通牒には教員が模範となり各家庭に神棚を設置するよう記されていた¹⁸。

以上がマッキューン書簡の伝えるところであるが、一部報道では、参拝拒否校が長老派2校、安息教2校と伝えているが、実際は崇実・崇義・順安義明の3校であること。さらに一部先行研究で、スヌーク女史も神社参拝を拒否した

と記されているが、スヌーク女史は当日出席しておらず、代理の鄭益成が出席していたことを明らかにしておきたい。

この神社参拝拒否に対して、道当局と総督府側は、廃校処分を含む、断固とした姿勢で参拝拒否を非難している。

大野総督府学務課長は次のように語っている。「……神社参拝の問題は国家的儀式の問題であり、宗教的儀式ではない。したがって、神社に参拝しないということは国家儀式に参拝しないということになる。とすれば、日本領土内で日本の国家儀式に参加しないということは、結局日本に服従しないということになる。憲法上も神社は宗教ではないということは明白だ。それにもかかわらず、朝鮮に多くの貢献があるキリスト教宣教師が自身で経営する学校を、この問題によって廃止して帰国するとしても、当局としてはいかんともしがたい。……」¹⁹。

さらに、この平壤長老派系ミッションスクールの神社参拝拒否問題をめぐって、決定的態度表明を準備していた、35年12月13日より開催予定であった平壤老会（地方会）に対し、平壤警察署高等係は突然、集会の禁止を命じた²⁰。安武知事はソウルで総督府学務当局と折衝し、1月14日に河野平安南道内務部長の名で声明書を出している。そこでは、学校長または教員が宣教師によって兼務されているから学校教育と宗教とを混同しているとされ、ミッションスクールが宣教師主導で運営されていることに対する間接的批判を試みられており、神社に関する国家の解釈と要求は帝国臣民を教育する以上、服従しなければならない、教育行政上の命令に反してはならないと断定されている。さらに、内地、台湾、朝鮮内の他の地方では、キリスト教系学校はその点を理解し神社参拝を実行しているが、平壤の長老派と安息派のみが理解してないと遺憾の意を表明している²¹。

このような圧力に安息教会の義明学校は17日、安武知事を訪問し、学校長としての神社参拝と教職員、生徒の参拝を表明し、妥協を図っている²²。

唯一残された平壤の長老派ミッションスクールは最後まで抵抗を試みたため、18日に崇実学校長職からマッキューンを罷免し²³、渡辺豊日子学務局長の警告をへて²⁴、1月20日には崇実専門学校校長職からも罷免した²⁵。これに対し20日、崇実学校生が示威運動に入ろうとしたが警官数百名により鎮圧され

ている²⁶。崇義女学校ではこの一連の事態を受け、21日に参拝拒否を書面にて平安南道当局に回答したため²⁷、翌22日に校長代理のスヌーク女史が罷免されている²⁸。

このような以前とは質をことにする、統治権力からミッションスクールへ厳しい処分を含む、直接の弾圧に対して、長老派宣教師間で意見のくいちがいが主として、閉校し、朝鮮の教育事業から手を引くべきだという平壤の強硬派宣教師と現実的な道を探るソウルの宣教師間で生じたため、意見の統一を図り、一致した行動をとるためにアメリカの宣教本部をも巻き込んだ朝鮮ミッション全体での議論が展開されていく。では次に、結果として廃校決議へといたるのだが、その議論の経緯をソウルと平壤という対立軸を設定してみよう。

3. 平壤V.S.ソウル

植民地朝鮮において、植民地に転落した直後の1912年に、長老派の朝鮮ミッションならびにミッション・ボードは朝鮮のキリスト教教育全体の再編を試みている。それは一つの連合大学を頂点とした、朝鮮全土のミッションスクールの再編であった。この時、宣教師間で議論されたのが、この連合大学をどこに設置するか、すなわち、ソウルにするのか、平壤にするのかという選択をめぐる議論であった。結果的にはソウルと決議されるのだが、この時、その当時の平壤における宣教ならびに教育とソウルにおけるそれらのある方に関する違いがその議論を通して浮彫りにされている。その詳細は拙稿ですでに論じているが、要約すると次の通りである²⁹。

平壤はソウルと比較すると、自ら「福音的精神」の優位性をうたっており、知識を備えたキリスト者の育成をキリスト教教育の支柱におくものであった。これは朝鮮北部のキリスト教コミュニティを主要な背景とする自己完結的なキリスト教教育を追求するものである。それに比してソウルは、キリスト者であるか、そうでないかに関わらない、朝鮮人すべてに開かれた高等教育を追求している。その点でキリスト教コミュニティとは性格を異にする首府的（大都市的）性格を有する。その面で「世俗的」であるという指摘もかこのうである。また政治権力（総督府）との距離の取り方に対しても、平壤は相対的に自立しており、政治権力に対して批判的な宣教師の言説を確認することができる。実際

に朝鮮北部のキリスト教教育機関が105人事件（「寺内総督暗殺未遂事件」）を背景に憲兵・警察の事実上の監視下にあることが宣教関連資料に明らかにされている。ソウルには総督府があり、政治権力の中枢との距離を保つのが困難で、総督府学務局との摩擦を避けようとしている。

このように、朝鮮には植民地期のごく初期から、キリスト教宣教、またキリスト教教育におけるソウル、平壤という二つの中心が存在していた。ではこの構図がやはり、後期植民地においてどのように反映しているのか、平壤とソウルの宣教師の言説ならびに平壤とソウルのミッションスクールの対応を中心に、以下に検討しよう。

a 宣教関連資料からみた平壤の神社不参拝問題をめぐる諸問題

朝鮮ミッション実行委員会は、1935年10月5日に総督府の朝鮮神宮御鎮座十周年記念祭における参拝命令に対する決議を採択し、次の三つの要求をしている。(1) ソウルの倣新学校と貞信学校は記念祭に参加しないことを許可すること。(2) これが許可されないなら、記念祭に参加したとしても、拝礼ではなく他の方法で国家に対する敬意を表すことを許可すること。(3) 国家経営の神社の儀式にキリスト者が参席または参加することに関するあらゆる問題について、総督府は後日協議すること³⁰。これらの要求を携え、7日に木野学務局長、安岡視学官と協議している³¹。さらに12月7日には、朝鮮ミッション実行委員会委員長のホルドクロフト、マキューン、ローデス(H. A. Rhodes)の三名が学務当局と交渉を持ち、(1) 期限の延長 (2) 神社（祭られている神）を拜むのではなく、東方すなわち天皇にむかって遥拝するのを許可する (3) 学務局長との面会の三点を要求するが (1) (2) の点は拒否され、学務局長との面会のみが許可された。9日には南長老教会の代表も交えて、総督府の渡辺学務次官等との交渉がもたれている。ホルドクロフト、マックューン、ローデス、南長老教会のリントン(W. A. Linton)と南長老教会チュンジユの男子ミッションスクールの校長と木浦のカミング(D. J. Cumming)の7名がこの会合に参加している³²。

この会合では、ミッションスクールに強要された神社参拝問題を全朝鮮の問題ととらえ、さまざまな角度から交渉の糸口を探っている。以下に、ホルドクロフト書簡（1935年12月18日）にしたがって、その経過を概観する。

冒頭にホルドクロフトは総督府側が、北長老教会が平壤においては神社参拝を拒否し、ソウルにおいては神社参拝を挙行した矛盾について渡辺学務局長に説明を試み、朝鮮ミッションとしてはソウルの学校が採った姿勢に対しては反対していること、長老派のすべての学校に関わる問題として神社参拝問題を解決したいと述べている。それに対して渡辺局長は、幾度かの折衝を通しても、なお総督府見解にまで長老派が到達していないこと、またカトリックならびにプロテスタント諸教派の中で、長老派だけが神社参拝に反対していることに対する遺憾の意を表明している。さらに、神社参拝（天照大神と明治天皇に対する祖先崇拜）ではなく、現存の天皇に対するキリスト教学校の拝礼の可能性を提起したが、総督府側はそれを否定し、儀礼形態は定められており、神社参拝でなければならず、それ以外は不敬を表わすことになると言明している。また平壤では12月20日が期限とされていることに対しては、このような重大な事柄に対しては、朝鮮ミッションのみで対応することはできず、ミッション・ボード（アメリカの宣教本部）と共同して事に当たらなければならないことと、朝鮮長老派総会の意向も考慮することから期限の延長を申し出たが、このことはあまり議論の溯上にのぼらなかった。さらに総督府側が神社参拝に固執するならば、このような条件下では教育事業の継続をめぐる問題となるというホルドクロフトの見解に対し、総督府側は総督府に対する一種の脅迫であると異議を唱えているのが注目される。

その後、宗教の自由をめぐる問題で意見交換がなされている。総督府側は、個人の宗教的自由は完全に保障されているが、これは教育に関する事柄であるので、教員・学生に要求されているのは宗教とはまったく関係が無いと述べ、これに対してホルドクロフトは宗教と教育の区別を明確にすべきで、個人、教員、学生が宗教的自由を侵害されていると思うならば、強制されないことが宗教的自由の核心であり、宗教と教育の問題は個人の良心というところで重なっており、分離することは不可能であると反駁を試みている。それに対して総督府側は宗教の自由は認めつつも、学生であれば、退学処分を、教員であれば、資格剥奪を示唆するのみであった。ホルドクロフトがこれに対し、真の宗教の自由の核心は、処罰されないことであると反論している。

神社に祭られている霊の問題に関しては、総督府側から、神社に霊は存在し

ないという長老教側側の声明に対して異議を唱えたが、渡辺局長は学生指導に関しては、キリスト教学校側の責任で、神社に霊は存在しないと指導しても良く、儀式は宗教的なものでなく、愛国的なものであると指導してもらいたいという、神社参拝を拒否されるよりは、あくまでもキリスト教学校側の責任での上述のような指導は認めるという妥協策を提案している。さらに検閲を条件に、キリスト教系の新聞等において神社参拝に宗教的意味はなく、キリスト者は唯一神のみを礼拝し、神社の拝礼は敬意を示すのみであると報道してかまわないとしている。

その日の会合後に朝鮮ミッションは実行委員会をもち、平安南道の道知事が神社に霊が宿っているという見解を取り消すならば、抗議をしつつ参加するということもありえるという空気が支配的であったが、平壤での朝鮮人キリスト者の動きが事態を大きく変えることとなる。まず、朝鮮人牧師達がこの問題で立ち上がり、さらに平壤北部の長老派が神社不参拝を決議、さらに黄海道の長老派も同様の行動をとっている。平壤ではどのような状況におかれても参拝しないという空気で満ち、宣教師は参拝を良心が許したとしても、朝鮮人民衆に対し精神的指導力を失うことになるだろうということを自覚し始めたとのことであり、総督府により追放されるより、朝鮮人のキリスト教指導者によって国外追放になるほうがより一層悪い事態になることを悟り始めたとされている。しかしながらソウルの空気は平壤と異なっており、12日になると朝鮮ミッション実行委員会は官警の圧力により開催できなかったが、同日、ソウルのキリスト者が拝礼は参拝ではないと考えていることが伝えられている。その背景には、ソウルのキリスト教指導者は、彼らの子供たちが総督府の学校に行くことを許しており、彼らの子供たちは校舎内の神棚の前で拝んでいるという事実が存在していた。しかしやはり、平壤そして北朝鮮の状況がどのような状況下でも神社参拝は不可能であると宣教師達に教えたのであるとされている。

以上のような経緯で、ソウルで行われた9日から13日の朝鮮ミッション実行委員会は、マッキューンに安武平安南道知事に書簡を送るよう指示している。その書簡は以下の内容でなければならないと助言している。

「宗教的行為と思われることを行うよう命じられたので、神の命令に背くと考え、良心に従って行動したのであって、帝国の住民に保証されている信教の

自由との関連で行ったことではない]。「帝国の天皇・皇后陛下に対する深い尊敬の念と帝国の先祖を記念し称えることに対する用意が彼にあることを知り、実行委員会は彼に個人として、さらに学校長として純粹に愛国儀礼とされているところでは、上述の意志を喜んで表明することを助言する」。「平壤神社に対する崇実、崇義の神社参拝の件については海外宣教本部と朝鮮ミッションと朝鮮長老教会により創設されているので、三者で協議中であるので、実行委員会は彼に現時点では最終決定を下せないと書くよう指示する」³³。このような指示を受け、指示どおりに12月13日付書簡をマッキューンは安武知事に送付している。さらにマッキューンは12月20日には辞表を学校理事会に提出している³⁴。

このような折衝と解決策の模索を、朝鮮ミッション実行委員会を中心に図るが、総督府学務局は学校長の宣教師も参加すべきと態度を硬化させ、結果として先に述べたような、総督府側の36年1月20日のマッキューン罷免、2月22日のスヌーク罷免という結末を招来することになる。

b ソウルにおける神社参拝をめぐる対応

ではこのような平壤での神社不参拝をめぐる論議に対してソウルの対応を見ていこう。平壤と違い、ソウルは先の宣教関連資料から分かるように、すでに、神社参拝は愛国儀礼という総督府の見解にしたがって、倣新学校、貞信学校、延禧専門学校(CHOSŌN CHRISTIAN COLLEGE)などが参拝し、平壤と著しい対照を見せている。延禧専門学校のアンダーウッド(H. H. Underwood)は、ソウルでの意見は敬新のクーンズ(E. W. Koons)、貞信のルイス(L. M. Lewis)と一致していることを明らかにしており³⁵、1月30日付け書簡にてクーンズ、ルイスに対して一週間以上ソウルに不在となると告げた上で、もし総督府が神社参拝を命じたならば、学生・教員を連れて参拝し、脱帽、敬礼、拝礼など要求されるままに落ち着いた振る舞いで敬意を表すよう指示している³⁶。その理由として次のように述べている。

「朝鮮ミッション実行委員会はまだ、神社問題についてはっきりとした決定を下していないので、緊急時の決断は各学校の校長にまかされていると解釈されるべきである。もし個々の学校長に決定がまかされるならば、それは伝道支局(Station)の管轄に属する問題である。自分は伝道支局の教育委員会議長であ

るので僭越な意見は控えたい。もちろん個人の良心と信念に反するならば参拝を拒否してかまわないが、私個人としては神の命令を犯すことなく、儀式に参加し敬意を示してよいというのが私の信念である。私はローマンカトリックの儀式に参列し、聖母マリアや聖人に対する祈りをささげたときに、頭を垂れた。それは宇垣総督がキング・ジョージ記念礼拝に参席し、キリスト者が祈りをささげている間に、敬意をしめすため頭を垂れたのと同じである。」

さらに「この件に関して、あなたたちならびに両校が厳しい批判の的とされるであろう」と予見するとともに神社参拝を拒否する学校が増えれば、総督府は廃校させ、世俗の学校とするかもしれなく、参拝拒否は朝鮮人キリスト者がキリスト教教育を受ける唯一の道を閉ざしてしまい、彼らを唯物的な哲学の影響下に放置してしまうと危惧の念を表明している。さらに総督府に反抗的であると思われれば、伝道さらに医療活動も展開するのが困難になってしまうと懸念を表明し、マッキューンの良心とは異なるものを持ち、神社参拝の要求に応える宣教師も多くいるだろうと述べ、良心の許す限り、命令に服従しようと呼びかけている。

海外宣教本部のマカフィー(C. B. McAfee)総務あての書簡では³⁷、アンダーウッドは次のような見解を明らかにしている。

朝鮮ミッションの中でアンダーウッドのみが反対しているということが耳に入っているのではという前置きで、自分の立場は朝鮮人キリスト者の立場と反するものであると明言している。この件に関する三つの立場 (1) 儀式外に神社参拝をする (2) 儀礼中に神社参拝をする (3) どのような条件下でも神社参拝を絶対拒否するを指摘し、第二の立場であることを明らかにしている。そして平壤の宣教師たちも朝鮮人の強い姿勢により、神社参拝に賛成しようにも賛成しようがない実態があると述べている。

さらに「一時的興奮や熱狂あるいは多くの朝鮮人牧師達が抱くならば民族主義的な感情のためにこの学校を閉鎖したくはない。当然別の立場に立つほうがもっと楽だろうし、仲間の宣教師からの批判を避けることもできるだろうし、朝鮮教会のチャンピオンとなれるだろう。」と述べ、神社参拝問題に対する自己の立場を明確にしている。さらにアンダーウッドの立場は梨花女子大、メソジストの各学校さらにYMCAの議長・尹致浩、クーンズ、ルイス、セブラン

スのエビソン(D. B. Avison)、オーストラリア長老教会のマクラーレン(C. I. McLaren)博士、英国国教会、セブンスデイ・アドベンティスト教会、カトリックなど、さらにソウルの長老派牧師、信徒の大多数も、アンダーウッドと同じ立場であると宣教本部に報告している。しかし長老派の朝鮮ミッションとしては、アンダーウッドの立場はやや少数であるので、朝鮮ミッションとしては、不参拝を決議することになるであろうから、セブランス、延禧専門学校にとって困難な局面となるだろうと予測している。

c 朝鮮ミッションとソウル

1936年5月9日に次のような朝鮮ミッション実行委員会の決議事項が決定されている。

決議事項936：実行委員会の立場のミッションによる承認

ミッションは実行委員会の現在の状況では神社参拝を我々の学校に認めるのは不可能であるという立場を正式に承認すること。

決議事項937：折衝の継続

参拝の必要性を軽減する解決を探るための最善の努力を継続する実行委員会の意志をミッションは承認すること。

決議事項938：解決が見出せなかった場合の行動提起

解決策が見出せない場合は、どの学校も参拝を強制されると思えるのでミッションは権威筋に学校の非継続を即座に計画せざるを得ないと告知する³⁸。

アンダーウッドはこのような実行委員会の決議事項にミッション・ボードの意見が反映されていないと批判するとともに、アンダーウッドが用意した次のようなソウル宣教支部の抗議文を提出している³⁹。

1. 4月5日の宣教本部総務マカフィーの手紙に、ボードは思い切った決定がなされる前にミッションは十分議論をつくすように望むと述べている。
2. さらに4月6日の手紙では、ミッションによるこの問題に対する熟慮を要望するが、政府間に関わるような問題はボードが責任を持つて事に当たるべきと理解していると述べられている。

3. 決議事項は代表団の到着以前にすべての事柄を決定することになるので、宣教本部から委任を受けた代表団を繰り返し求めたことと矛盾している。
4. 総督府とこれ以上折衝不可能な場合は閉校するという現在の決議事項と、これから起こるかもしれないことを示唆するという予告は、当局に不快感を与えるし、どのような折衝にも有害となるであろう。
5. 実行委員会の会合を開かずにこの決議事項は広められている。決定の重要性と異なる意見が存在するという点で、ソウル伝道支部はこの決定事項が賢明でないと考える。

このソウル伝道支部の反対決議案は5月13日に採択され、翌日送付されている。決議事項5は、実行委員会自体が、警察の監視なしには開けない状態を示している⁴⁰。

このようなソウル伝道支部からの反対にも関わらず、朝鮮ミッションは1936年7月1日に以下のような教育政策を決議している。

実行委員会は我々が直面している問題に対し熟慮と祈りを持って対処してきた。そしてニューヨークの海外宣教本部から派遣された委員⁴¹と十分な協議を重ね次の勧告をする。

- 1 ミッションスクールを維持し、創立の精神を堅持するのに伴う困難性の増大を認識し、朝鮮ミッションは世俗教育の領域からの引退政策を承認する。このことを順序に従って成し遂げるには多少時間を要する。世俗教育からの引退はまた、将来における学校運営と財産の使用と処理の問題が含まれている。総督府の役人との緊密な協調が必要とされる。
- 2 さらにミッションは時間と方法に関するすべての権限を実行委員会に委託することを勧告する。しかし以下のことが理解されるべきである。
 - (1) 実行委員会と関係する伝道支部は互いに相談する。
 - (2) 実行委員会はその義務を遂行するに当たって決定事項をミッションに報告する。15日以内に伝道支部が抗議しないならば、実行委員会の決定事項は最終決定事項となる。伝道支部から抗議があった場合は、その事項はミッションの年次総会の投票に委ねられるか、または実行委員会が必要と思えば当座の決定事項とする。
 - (3) 宣教本部の承認を必要とする実行委員会のすべての決定事項はマニユ

アルの必要条件にしたがって宣教本部に委ねられる⁴²。

この教育政策は69対16の多数で可決されている⁴³。この教育政策に反対するアンダーウッドを初めとする少数グループは代案を建議し、反対の意を表明するとともに動議を提出している。その代案は、「世俗教育」とされているところを、「中等教育」からの引退とし、高等教育機関の除外を意図するものであり、「また関係する伝道支部とともに実行委員会に権限を委託する」と訂正することによって、実行委員会への権限集中を阻止する目的を持っていたと解釈される。また別項の3の項目を作り、「伝道支部において教育事業からの撤退が必要となった場合は、創立の精神をもっとも保持できる団体に学校を引き渡すことが望ましいことを勧告する。」という動議を提出することで、ミッションスクールの創立精神を、別の母体（朝鮮人キリスト者など）によって継続させようと試みている。これはアンダーウッドが再三指摘しているように、朝鮮人学生のキリスト教教育の継続を、何らかの形で図ろうとする試みであったといえる。しかし、この修正動議は67対19で否決され、実行委員会提出の教育政策が最終的に年次総会で可決されたのである⁴⁴。

宣教本部委託委員のロジャーズ(J. B. Rodgers)とアボット(P. R. Abbott)は報告書で、この決議に関して次のように述べている。

「(この決議の) 次の段階は、総督府次第である。学校が神社参拝を強要されない限り、決議は実行されることはなかろう。……神社参拝を命令されるならば、学生は神社へ行くことになるだろうが、朝鮮ミッションは行動を起こし、おそらく、新入生を採らないよう学校に勧めるであろう。……反乱も起こらないだろうし、秩序も乱されることはないだろうと願う。ただ黙々と、秩序にしたがって、できる限り学園生活を混乱させないように、教育引退する適当な方法を模索し始めることになるだろう」⁴⁵。

この言説から理解されるように、この決議された「教育政策」は、朝鮮ミッション側の断固とした姿勢を明示すものであると同時に、総督府に対する一種の圧力としてこの決議が機能することを意図したものであるのは明らかであるといえよう。宣教本部委託委員は、「決議に表れているような朝鮮ミッションの行動に我々はまったく同意している。そこに記されている決議事項は諸状況の下では唯一可能なものであると信じる」と述べ、宣教本部の今後の姿勢と朝

鮮ミッションが同一歩調を取る事が予期される結びとなっている。

おわりにかえて

以上、1935, 36年の神社参拝に対する、各学校、朝鮮ミッションならびに朝鮮人キリスト者の動きを中心に宣教関連資料、新聞資料などで分析を試みてきたが、最後にこの一連の神社参拝問題と関連するいくつかの事項を書留め、結論へと導きたい。

この36年以降、ミッションスクールの応募者数の急増が注目される。例えば事件の起こった翌年、36年の崇実の入学者数は110名で、それに対し510名が志願している。開城アカデミーは、37年には過去最高の在学生数500に達し、江界の男子校は35年までの入学者数が50-70名であったのが、36年には急増し、120名の入学者数を数えている⁴⁶。これはもちろん、朝鮮における近代教育に対する民衆の関心の高まりということも背景に存在するといえるだろう。しかし神社参拝問題によりミッションスクールが、朝鮮キリスト教教育史上もっとも困難な局面に立たされた時点での応募者数の急増は何を示しているのかという視点を導入すると、これは朝鮮民衆の神社参拝拒否を打ち出したミッションスクールに対する支持と期待の現れと推察せずにはおれない。資料に散見され、また言及してきたように、この時期に平壤の朝鮮人牧師を初めとする朝鮮人キリスト者側の神社参拝に反対するいくつかの動きが明らかに見られる。そしてそれは、アンダーウッドの言説にも見られるように、平壤の宣教師の意見をも左右する強い磁場を有していたと考えられる。35年11月に、この問題が平壤で生じた当初、ミッションスクール神社参拝強要のごく初期に、朝鮮人民衆の側に神社参拝をめぐる日本の植民統治のあり方を批判する勢力が存在していたことは特筆される。ではなぜ平壤で最初に、以前とは質を異にするこの事件が生じたのだろうか。

宣教師資料に事件発生以前に平壤で事件が起こるだろうと予見する言説が存在する。ホルドクロフトが次のように述べている。「平壤はおそらく参拝を強要される最初の場所となるだろう。なぜなら他と比較すると、そこにあるキリスト教学校、連合キリスト教大学（崇実専門学校）と二つのアカデミー（崇実・崇義）は非常に突出し目立つからである。ソウルでのキリスト教学校は都

市生活全体の中ではあまり目立たないし、より規模の小さな都市においては、役人はあまり我々を困らせていない。例えば宣川のキリスト教学校は一度も儀式に参加するような命令を受けていない」⁴⁷。これは平壤のキリスト教教育機関の、総督府の教育機関に対する相対的優位性を示すものでもあろう。宣教関連資料に、この相対的優位性を背景に、平安南道とキリスト教学校間で合意書を交わしていたことが覗える。平壤では、キリスト教学校は神社まで行進し、儀式に参加する一群の最後方に位置し、いかなる神道儀式にも参加しないことを許されていた。この合意書が、安武知事の就任によって無効とされたとされている⁴⁸。このような経緯が存在するものの、結果的にこの事件は、一地方である平安南道に限定される特殊な一過性の事件に留まらなかった。総督府学務局をも巻き込み、マッキューン、スヌークの罷免に象徴的に表れているように、神社参拝のキリスト教学校への強要は帝国の教育方針へと組み込まれていくのである。

筆者は、この論考で、平壤とソウルという対立軸を設定した。ソウルと平壤の対立はすでに拙稿にて明らかにしたように、植民地期朝鮮のキリスト教教育史のいくつかの時点でその対立が鮮明となっている。それは、1912年以降主流となった論議で朝鮮に一つのキリスト教大学を設置するという植民地期におけるキリスト教教育体制の再編を図る一連の論議に見られる対立であった。また、今一つは宗教教育と学内における宗教儀式を禁じた「改正私立学校規則」(1915年)をめぐる議論である⁴⁹。いずれも平壤は権力中枢に対して対抗的で、ソウルは妥協的ないしは現実的であった。信仰的傾向から見ると、平壤は「福音的」で、ソウルは「世俗的」であった⁵⁰。この論考でとりあげた神社参拝をめぐる論議でもまた同様の対立が見られる。したがって植民地期キリスト教育史において平壤とソウルという二つの中心をもつ楕円の構図は初期から末期へと一貫して存在していることがここに確認される。

次に朝鮮ミッションとニューヨークの宣教本部と総督府ないし日本の植民統治との関係を指摘しておく。朝鮮ミッションの教育方針前文には「我々は総督府代表者、とくに学務局の人々に対し、幾度ともたれた交渉の場において、そして国家の教育方針の明確な説明の仕方において示してくれた尽きない好意と忍耐に感謝の念を表明する。過去我々が(総督府と朝鮮ミッション)築いてき

た誠心誠意の関係がこれからも続くことを心より念願する」⁵¹と記されている。また宣教本部のマカフィーはアメリカ国務省に公式に神社参拝問題を持ち込もうと思ひ、その件をめぐる事前相談を試みているが、国務省側は避けることができればそうしないよう促し、朝鮮ミッションと宣教本部との間で留めておくべきことを、行政問題として政治化されることを忌避している⁵²。このように、宣教本部ならびにミッションは基本的には政治不介入の原則に立ち、日本の植民統治を前提として神社参拝問題の交渉に当たっていることは確認されるべきである。

ここ数年にわたる筆者の関心は、朝鮮における近代的主体形成にあった。朝鮮に扶植された近代的思惟がどのように発展していくのか、それはもちろん単線的でなく複雑に絡み合いながら展開していくものであるのだが、その朝鮮近代の系譜の一端を解明していくことに傾注してきたといえる。主体形成と教育は深く関係している。その意味で筆者は西欧型の近代的主体形成の一類型としてのアメリカ型のキリスト教教育に深い関心を抱いてきたことは否めない。植民地朝鮮は、先に述べたように、この西欧的近代と日本的近代とが激しく攻めぎあう場となっている。自立的人間像と隷属的人間像の対立と簡潔に表現するには困難性がつきまとうが、朝鮮における日本の近代教育は「忠良な臣民の育成」さらに30年代後半には「皇国臣民化」という隷属的人間像を強いるものであった。ホルドクロフトは「日本の教育は、結局、日本臣民をつくらうとするもので…臣民として忠実であるよう訓練するのが目的…キリスト者としての証を破壊するような妥協をし、非キリスト教政府と協力してミッションが教育を行うことは、果たしてそれ自体可能なことなのだろうか」⁵³と述べている。この隷属的人間像は支配・非支配関係を固定化・安定化する機能を果たすよう仕組まれたものである。これに対し朝鮮におけるキリスト教ならびにキリスト教教育はアメリカを初めとする西欧諸国に足場をおき、この支配・非支配関係を揺るがすものを内に含んでいた。例えば徹新学校の教育目標が「自由・平等・博愛」⁵⁴であったように支配・非支配関係を水平化する契機を内に含んでいたり、あるいは、統治権力によってモーセの出エジプトの聖書箇所が墨で塗りつぶされたことから分かるように⁵⁵、キリスト教は上下関係を逆転したり、解放というように、上下関係を無意味化する思想・宗教的契機を内に含んでい

る。30年代になると、日中関係の悪化を背景に、朝鮮は兵站基地化され、この論考で詳述されているように、「国民統合」の強力な手段として神社参拝が導入され、それは究極的には朝鮮人を天皇の軍隊に編入することを目的としていた。天皇に大祭司的性格を付与し、皇民化政策期の天皇制国家日本は宗教国家的様相を呈するのである。形式上は「神社は宗教に非ず」とされ神社参拝は「愛国儀礼」とされたが、近代国家の形式を装い、その内に国家神道をビルトインし、ここに異民族の内面にまで支配を及ぼす体系をつくりあげたのである。したがって、概述した新聞資料ならびに宣教師の言説に幾度となく登場する「信教の自由」「良心」などの言葉はこのコンテキストではまた異なる重要な意味を持つ。カトリックとプロテスタントさらに英国国教会とピューリタンの対立、迫害そして血に塗られた抵抗の歴史を経験したゆえに、西欧型近代は「信教の自由」をみずからのうちに取り込んだといえよう。「思想・信条の自由」「政教分離」も同様の、体制に対する下からの抵抗という歴史的コンテキストで理解されるべきである。アンダーウッドの言説にその例を見ることができるように、宣教師が特に関心を寄せたのは、神道の宗教性（神社に御霊が存在するのか）をめぐる論議と拝礼（おじぎ）に集中している。神道の宗教性に関しては朝鮮神宮・平壤神宮ともに天照大神と明治天皇を祭るものとされている。これに対して総督府は、宗教性を覆い隠す目的で、日本の祖先を敬うものと位置づけた。しかし朝鮮のプロテスタントは儒教国朝鮮においても祖先崇拜を厳しく禁じてきた⁵⁶。単なる祖先崇拜だとしても、朝鮮プロテスタントにとっては問題であったといえよう。また特に拝礼は肉体的行為を伴うゆえに、より一層、本来自由である個人の内面が支配される感覚を持つものと推察される。いずれにしろ、個人の内面が他宗教によって侵食される感が、マキューン等平壤の宣教師に神社参拝を拒否させていったと考えられる。平壤の宣教師ならびにキリスト者達の信仰傾向が福音主義的であるとされているが、平壤のケースに見られるように福音主義的要素が権力に対抗的になるのは、統治権力そのものに宗教的要素が織り込まれているからと理解される。

最後に朝鮮キリスト教教育史のなかでこの神社参拝を位置づけ、この論考を閉じたい。

先に述べた宗教教育と学内の宗教行事を禁じた「改正私立学校規則」（1915

年)をめぐる問題で、総督府側は「政教分離」というロジックを用いてこの政策を推進しようとした。先に言及したように、本来下からの要求から近代社会に組み込まれた政教分離の原則が上(総督府)からのキリスト教教育弾圧として用いられたのである。これはキリスト教を教育の領域から教会(伝道)へ封じ込めようとするもので、宣教のトライアングル(教会・教育・医療)の一角を崩すことを企図し、総督府による教育の一元化を意図したものであったが、3・1独立運動により、この教育政策は後退を余儀なくされた。しかしこの段階は教育制度としてカリキュラムならびに学内の宗教行事の問題であったが、30年代後半からの神社参拝問題はそれとは質を異にしている。異民族を、ただ単なる植民地統合の段階から、日中関係の悪化を背景としてより一層強力な国家統合へと導くために神社参拝の強要を、その精神領域支配の徹底化を図っていく端緒としたと考察される。事実、その後神社参拝は教会にも強要され、また「皇民化政策」により教育現場にも37年に「皇国臣民の誓詞」斉唱が強要され、国語(日本語)常用運動が展開されていき、40年には「創始改名」が実施される。まさに民族的アイデンティティの抹殺を図るとともに「思想・信条の自由」の領域深くまで帝国が侵入してくるのである。

さきにミッションスクールは朝鮮において「巨大な存在」であるという言説を紹介したが、宣教関連資料にある日本人キリスト者の意見として次のように述べられているのが注目される。

「日本政府は初等教育を自らの一義的責任と考えている。したがってミッションや外国人による初等教育はあまり望ましくないと思われる。朝鮮ミッションのそのような姿勢はミッションスクールを廃校にさせる機会を与えるに過ぎない」⁵⁷。

朝鮮では義務教育が実施されておらず、当時の初等学校学齢期児童の就学率が三分の一程度⁵⁸である状況下で、ミッションスクールの植民地での初・中・高等教育における比重は「内地」と比較しても相対的に高かったと推察される。それゆえ植民地における「皇国臣民化」を推進する帝国により徹底的にミッションスクールは弾圧され、そのキリスト教教育精神の換骨奪胎が図られたのであった。それは、植民地朝鮮末期における日本型近代教育と西欧型近代教育の激しい衝突であり、この時点での宣教師ならびにキリスト者の抵抗は、西欧的

近代が育んできた精神の根幹となるものを必死に守る闘いと位置づけられるのではなかろうか。しかしそれは、支配・非支配という関係性の中で、閉校に至る過程で、宣教師と朝鮮人キリスト者を結果として分断するものとなってしまふのである。

この論考をまとめるにあたり筆者は、膨大な資料のなかで迷い、出口への途上の感を持っている。しかしさ迷うなかにかくつかの今後の課題を見出している。それはすでに多少言及したが、宣教関連資料に日本ならびにアジアとの関連を示唆する書簡・報告書類が存在しており、日本との関連での関係史的研究がまだ課題として残されている。また周知のように、日本でも30年代にミッションスクールの神社参拝問題が生じている。この問題の比較史的研究が課題として望まれる。さらに紙幅との関係で、37年以降閉校に至るまでの研究は今回手付かずのままである。今後の課題としたい。

註

本論考は、フィラデルフィアの米国長老派歴史協会所収朝鮮宣教関連資料(Korea Mission Materials of the PCUSA)と新聞資料など(富坂キリスト教センター編『日韓キリスト教関係史資料 II』新教出版社、1995年)を主な分析資料として用いている。朝鮮宣教関連資料には宣教師が宣教本部に宛てた書簡、宣教本部から朝鮮在住宣教師に送られた書簡、宣教師相互の書簡、その他報告書、関連資料(英字新聞、電報など)などからなるものである。宣教師の書簡類に関しては便宜上、発信人、受信人、日付のみを記した。

- 1 韓哲曦『日本の朝鮮支配と宗教政策』未来社、1988年、162-163頁。
- 2 中濃教篤『天皇制国家と植民地伝道』国書刊行会、1976年、277頁。
- 3 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年94、95頁。
- 4 『東亜日報』1925年5月29日。
- 5 韓国基督教歴史研究所『韓国基督教の受難と抵抗』新教出版社、1995年、308頁。
- 6 松尾大社宮司 手塚道男「朝鮮神宮鎮座前後の記」(富坂キリスト教センター編『日韓キリスト教関係史資料』新教出版社、1995年、(以下「関係史資料」と略)449頁。
- 7 『東亜日報』1925年10月15日。
- 8 手塚道男、前掲文、「関係史資料」、451頁。
- 9 高橋浜吉「神社参拝と学校教育」『朝鮮教育史孝』、「関係史資料」、453頁。
- 10 『大阪毎日新聞朝鮮版』1932年11月12日。
- 11 『東亜日報』1933年2月8日。
- 12 前掲新聞。
- 13 山口公一「戦時期朝鮮総督府の神社政策—「国民運動」を中心に」『朝鮮史研究会論文集第36集』緑蔭書房、1998年10月、198頁。
- 14 「宣教開始五十年で今回のような苦悩は始めて。最善の努力で問題を解決する。」『東亜日報』1935年12月10日。
- 15 “Pyongyang will be the first place which will be ordered out.” From Holdcroft to McAfee 1935. 7. 4.
- 16 『基督申報』1935年10月16日、第1037号。
- 17 『東亜日報』1935年11月24日などでキリスト教関係の4中等学校校長が拒否と報

道されている。ただ校長と新聞報道されたので、また後日、スヌーク校長代理が罷免されたので、スヌークが神社参拝拒否という錯誤が先行研究で生じたようである。スヌークは当日、欠席しており、崇義女学校の鄭益成がスヌークの代理として出席し、参拝を拒否している。韓国基督教歴史研究所の前掲書など最近の宣教関連資料を視野に入れた研究では、正しく記されている。

- 18 From McCune to McAfee, 1935. 12. 20.
- 19 『東亜日報』 1935年12月1日。
- 20 『東亜日報』 1935年12月7日。
- 21 『朝鮮新聞』 1936年1月15日。
- 22 『東亜日報』 1936年1月15日。
- 23 『東亜日報』 1936年1月19日。
- 24 『朝鮮新聞』 1936年1月21日。
- 25 『東亜日報』 1936年1月21日。
- 26 『朝鮮毎日新聞』 1936年1月22日。
- 27 『東亜日報』 1936年1月22日。
- 28 『基督申報』 1936年2月26日、第1056号。
- 29 李省展「宣教関連資料からみた植民地朝鮮のキリスト教大学設立構想」『恵泉女学園短期大学 英文学科 研究紀要』第31号、1998年、参照。
- 30 EXECUTIVE COMMITTEE RESOLUTION CONCERNING GOVERNMENT ORDER TO ATTEND CEREMONIES AT THE CHOSEN SHRINE, OCTOBER 15th and 16th.
- 31 『基督申報』 1935年10月16日、第1037号。
- 32 From Holdcroft to McAfee, 1935. 12. 8.
- 33 Meeting of the Executive Committee Presbyterian Mission, Seoul, Decenber 9 -15, 1935.
- 34 From McCune to H. E. N. Yasutake, 1936. 1. 18.
- 35 From Underwood to McAfee, 1936. 1. 13.
- 36 From Underwood to Koons and Lewis, 1936. 1. 30.
- 37 From Underwood to McAfee, 1936. 2. 5.
- 38 Seoul station protests to the Mission the action of the Executive Committee.

- 39 From Underwood to McAfee, 1936. 5. 14.
- 40 Memorandum as to the requirements of Dr. McAfee's letter of 4/5 and 4/6 /1936.
- 41 海外宣教本部は、朝鮮ミッションから合衆国から委任代表団を派遣するよう要請を受けたが、不可能であったので、フィリピンのロジャース(J. B. Rodgers)、山東ミッションのアボット(P. R. Abbott)を委任代表団として派遣している。
- 42 Educational Policy of the Chosen Missions of the Presbyterian Church in the U.S.A. (AS decided July 1, 1936).
- 43 Report of the Board's Commission to Chosen regarding the shrine question, p.6.
- 44 Ibid, p.7 – 8.
- 45 Ibid, p.8.
- 46 Peter Van Lierop, "The Development of Schools under the Korea Mission of the Presbyterian Church in the U.S.A.", Pettsburgh, Pennsylvania, 1955, p.162.
- 47 From Holdcroft to McAfee, 1935. 7. 4.
- 48 From C. T. Leber to McAfee, 1936. 3. 30.
- 49 李省展「宣教師と日帝下朝鮮の教育」『朝鮮民族運動史研究』第9号、不仁出版、1993年。
- 50 沢正彦『未完 朝鮮キリスト教史』日本基督教団出版局、1991年、251 – 253頁。沢正彦の先行研究は、宣教関連資料を用いたもので、二つのパターンを挙げている。そこでは平壤を福音伝道派として位置づけ、ソウルを機関・施設重視派と類型化している。
- 51 Educational Policy of the Chosen Missions of the Presbyterian Church in the U.S.A. (As decided July 1, 1936)
- 52 From McAfee to Koons, 1936. 6. 19.
- 53 From Holdcroft to Rev. James H. Nicol, 1935. 9. 27.
- 54 李萬烈『韓国基督教文化運動史』大韓基督教出版、207頁。
- 55 閔庚培『韓国キリスト教会史』新教出版、1981年、408 – 409頁。
- 56 Report of the Board's commission to Chosen regarding the shrine question.
「50年間どのような形式であれ、宣教師と教会は祖先崇拜、祭祀から改宗するよう教会員を訓練してきた。キリスト者、一般民衆に同様のものに思えるものに参加を承認するのは、宣教師のメッセージを曇らせ、教会と求道者を混乱におとしめ、

325,000の長老教会員を裏切ることになるだろう」。

57 Summary Report of Investigation on the shrine problem in Korea, p.3.

58 Rebuilding Education in the Republic of Korea, (Report of the UNESCO-UNKRA Educational planning Mission to Korea: Germany: United Nations Education, Scientific and Cultural Organization, 1954), p.24. Peter Van Lierop, op.cit., p.181.